

令和3年度居宅介護支援指摘事項一覧

22事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第13号第21条第4項、 老企第22号第2の3(13)④	9
2	福祉用具貸与の計画への反映	サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検討したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されていない事例がありました。福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検討し、その理由を居宅サービス計画に記載してください。	区条例第13号第15条第26号、 老企第22号第2の3(8)㉓	4
3	秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を得てください。	区条例第13号第25条第3項 老企第22号第2の3(18)③	3
4	契約時の説明	平成30年4月以降の契約者について、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」、「サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること」について、指定居宅介護支援事業者が利用者又はその家族に対して説明を行い、同意したことについて署名を得たことが確認できませんでした。「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」等について、契約時に速やかに説明を行い、同意したことについて署名を得てください。	区条例第13号第6条第2項、 老企第22号第2の3(2)	2
5	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項、 介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40第1項	2
6	軽度者への福祉用具貸与	要支援1・2、要介護1の軽度者に対して福祉用具貸与を位置付けていましたが、当該軽度者が基準に適合する状態であるかを確認するための「調査票の写し」を区から入手しておらず、例外給付の確認手続きを行っていることが確認できませんでした。当該軽度者の調査票の写しを保管し、一連の対応について記録に残してください。	区条例第13号第15条第26号、 老企第22号第2の3(8)23ア・イ・ウ	2
7	居宅サービス計画の交付	居宅サービス計画の担当者への交付が、最長で1年間遅れている事例がありました。居宅サービス計画を作成した際は、遅滞なく利用者のみならず担当者にも交付し、当該計画の趣旨及び内容について十分に説明し、各担当者と共有、連携してください。	区条例第13号第15条第11号、 老企第22号第2の3(8)①	1
8	サービス担当者会議 (運営基準減算)	初回や認定更新時等、利用者の居宅サービス計画を作成する際にサービス担当者会議を実施していない事例がありました。サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報をケアプランに位置付けたサービスの各担当者等と共有するとともに専門的な見地からの意見を求めてください。	区条例第13号第15条第9号、 老企第22号第2の3(8)⑨、 厚告第20号別表イ注3、 老企第36号第3の6	1
9	主治医等の意見等	医療サービスを位置づける際に、主治の医師等から意見を求めたことが確認できない事例がありました。医療サービスを位置付ける場合は、指示書等により主治の医師等からの確認を取ったうえで計画に位置付けるようにしてください。また、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付してください。	区条例第13号第15条第22号・第23号、 老企第22号第2の3(8)②	1
10	モニタリング (運営基準減算)	1月に1回の居宅訪問、利用者との面接を行い、モニタリングを行っていることが確認できない事例がありました。特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回の居宅訪問、利用者への面接を行い、モニタリングの結果を記録に残してください。	区条例第13号第15条第15号、 老企第22号第2の3(8)⑭、 厚告第20号別表イ注3、 老企第36号第3の6	1
11	給付費の算定 (退院・退所加算)	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスを行っていないにもかかわらず、退院・退所加算I・ロを算定していた事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表へ注、 老企第36号第3の14	1